でいる。その一方、我が国における再商品化の安定的な実施に伴う生産、消費者の近半により生産を資源としての十分な利用を図ってといる。その一方、我が国における再商品化の安定的な実施に、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している表述の理を、おた、主要な資源の大部分を輸入に依存している表述の理を、おた、主要な資源の大部分を輸入に依存している表述の理を、また、主要な資源の大部分を輸入に依存している表述の理を、また、主要な資源の大部分を輸入に依存している表述の理を、また、主要な資源の大部分を輸入に依存している表述の思されている。このような状況の中で我が国における快適な生活環境を健全な経済発展を長期的に維持していくためには関係者の適切な役割分支障が生ずるおそれがある。  「会社の主意を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	(傍線の部分は改正部分)容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針 (環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省 第一号)
---	--

用に積極的に取り組んでいく必要がある。 慮しつつ図ることにより、容器包装廃棄物の減量、再生資源としての利適合物の再商品化等の促進を、それらの効率化による費用の抑制にも配廃棄物の排出の抑制を促進し、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準廃棄物の排出の抑制を促進し、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準法(平成十二年法律第百十号。以下「循環基本法」という。)に規定す

画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等を総合的かつ計この基本方針は、このような認識の下に、容器包装廃棄物の排出の抑

物の再商品化の促進等の基本的方向 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合

る。

る持続可能な発展を目指した循環型社会を構築することが必要であれる。

はる持続可能な発展を目指した循環型社会を構築することが必要であれ用するリサイクルの促進という観点を持った、環境と経済の統合ににおいて、廃棄物の発生の抑制、使用済製品の再使用、原材料として容器包装について、製品の開発・製造から消費、廃棄等に至る各段階容乗物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るためには、

していくことが必要である。 が相互に連携協力することで、 とで当該取組に要する費用を可能な限り抑制するとともに、 ることが必要である。 物の排出を抑制するとともに積極的に分別収集と再商品化を促進し、 すなわち、循環基本法に規定する基本原則に基づき、 地方公共団体、 再商品化をして得られた物についてその積極的な利用に努め 事業者、 また、 消費者、 これらの取組を一層効率的に推進するこ 全体の調和を図りながらこれらを推進 関係団体等のすべての関係主体 容器包装廃棄 関係する

要な事項を定めるものである。、分別基準適合物の再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、必この基本方針は、このような認識の下に、容器包装廃棄物の分別収集

の基本的方向容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等

る経済社会システムを構築することが必要である。
ルの促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環を基調とすの排出の抑制、使用済製品の再使用、原材料として利用するリサイク転換し製品の開発製造から消費廃棄等に至る各段階において、廃棄物転換について、廃棄された物をどのように処理するかという観点を廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るためには容

いくことが必要である。てその積極的利用に努め、全体の調和を図りながらこれらを推進して収集と再商品化を促進し、さらに、再商品化をして得られた物についすなわち、容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに積極的に分別

加することが必要である。は再商品化というように適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に参実施等に当たっては、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者また、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の

二 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

極的な取組を果たすことが求められている。
排出を抑制するため、それぞれの立場で密接な連携協力を図りつつ積のため、国、地方公共団体及び事業者にあっては容器包装廃棄物の排出を抑制することが必要である。この減量が重要である。容器包装廃棄物の非出を抑制することが必要である。この減量が重要である。容器包装廃棄物の中で大きな割合を占めており、そ

### 1 消費者の取組

会議のである。 器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策が効果を生ずるよいで、公表された市町村分別収集計画に規定される地域における容能に、公表された市町村分別収集計画に規定される地域における容能の排出の抑制に関して正しい知識を得、意識の向上を図るとと東物の排出の抑制に関して正しい知識を得、意識の向上を図るとと東地の排出の抑制に関する普及啓発や公共施設におけるリターナブル容器の出の抑制に関する普及啓発や公共施設におけるリターナブル容器の出の抑制に関する普及啓発や公共施設におけるリターナブル容器の出の抑制に関する普及啓発や公共施設における可能を表現している。

#### 2 国の取組

このほか、国は、自ら率先して、過剰に包装された商品の購入をうとともに、先進的取組の積極的な評価を実施することとする。出の抑制について、その促進に必要な方策等に関する調査研究を行また、簡易包装やリターナブル容器の使用等容器包装廃棄物の排また、簡易包装やリターナブル容器の使用等容器包装廃棄物の排

とが求められている。
、地方公共団体、事業者がそれぞれの立場で積極的な取組を果たすこ、廃棄物の排出をできる限り抑制することが必要であり、消費者、国の減量が重要である。容器包装廃棄物の沖で大きな割合を占めており、そ容器包装廃棄物は、一般廃棄物の中で大きな割合を占めており、そ

# 具体的には、次のとおりである。

りの抑制に取り組むことが必要である。
る商品等を選択すること等により、容器包装廃棄物の排出のできる限し使用が可能な容器(以下「リターブル容器」という。)を用いていた、簡易包装化がなされている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返消費者は、商品の購入等に当たっては、自ら買物袋等を持参し、ま

国は、自ら率先して、過剰に包装された商品の購入を極力避け、詰

品の積極的な購入や利用等を図ることとする。極力避け、詰め替え可能な商品やリターナブル容器を用いている商

### 3 地方公共団体の取組

るとともに、これを公表することとする。制を促進するための方策に関する事項を市町村分別収集計画に定めまた、市町村においては、地域における容器包装廃棄物の排出の抑また、市町村においては、地域における容器包装廃棄物の排出の抑制地方公共団体は、国の施策に準じて容器包装廃棄物の排出の抑制

### 4 事業者の取組

を選択し、消費者の排出の抑制を促進する必要がある。
「商品、詰め替え可能な商品、リターナブル容器を用いている商品等量化された容器包装を用いている商品、簡易包装化がなされている事業活動に係る商品の購入、利用等に当たっては、薄肉化又は軽事業者は、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制を図るために

報を提供するよう努める必要がある。

「おいっとともに、消費者の商品選択に資するこれらの情に認識し、薄肉化、軽量化、簡易包装化、空間容積率の縮小、詰め替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体のめ替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体のめ替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体のめ替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体のめ替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体のの替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体のの替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体のが替え可能な容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を努めるとともに、消費者の商品選択に資するこれらの情に認識し、するとともに、消費者の商品選択に資するこれらの情に認識し、可能な対象を表し、対象を

容器包装の使用削減の余地が大きい小売業に属する事業を行う者は特に、容器包装の使用量が多く、かつ、代替手段の活用等による

調査研究、消費者等に対する普及、啓発その他の施策を講ずることが包装廃棄物の排出の抑制について、その促進に必要な方策等に関するを図ることとする。また、簡易包装やリターナブル容器の使用等容器め替え可能な商品やリターナブル容器を用いている商品の積極的購入

必要である。

るよう必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。 地方公共団体は、国の施策に準じて容器包装廃棄物の排出を抑制す

) 進するため、 容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促 次のような取組を行うことが必要である。

容器包装の使用の合理化を図るための目標を定め、 これを達

するための取組を計画的に行うこと。 次のような取組により、

2 度促進すること。 容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程

提供、 消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること。 引するための景品等の提供、 容器包装の有償による提供、 容器包装の使用についての意思の確認等の措置により、 繰り返し使用が可能な買物袋等の 容器包装を使用しないように誘

包装の使用、 薄肉化又は軽量化された容器包装の使用、 商品の量り売りの実施、 簡易包装化の推進等の措 適切な寸法の容器

(4 (3) 廃棄物の排出の抑制を促進するための情報を提供すること。

)(5 容器包装の安全性、

合理化に関し実施した取組及びその効果を適切に把握すること。 その事業において容器包装を用いた量並びに容器包装の使用の

5

包装廃棄物の排出の抑制の一層の進展を図ることが重要である。 取組の環を家庭、 事業者、 で積極的な取組を果たすとともに、相互に密接な連携協力の下で、 消費者、 学 校、 関係団体等のすべての関係主体がそれぞれの立場 地域社会等に広げていくことにより、容器

 $\equiv$ 

項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項 容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事 する研修を実施する等の措置を講ずること。 容器包装廃棄物の排出の抑制に当たっては、 各主体の連携協力による取組の進展 連携協力を図るよう配慮すること。 責任者の設置等必要な体制の整備を行うとともに、 店頭において掲示を行うこと等により、 置により、 関係地方公共団体、 自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること。 機能性等に配慮すること。 消費者、 関係団体及び関係事業者との 消費者による容器包装 国 地方公共団体、 従業者に対 Ξ

項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項 容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事

#### 1 市町村の取

組

の主性におうらかをぶらら。 者及び国との連携協力の下、各市町村において適切な分別収集の一、一般廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るため、消費者、事業、分別収集は、分別基準適合物の再商品化の前提となるものであり

# (1) 適切な分別収集体制の構築層の推進に努める必要がある。

進に努める必要がある。体制や施設の整備など、地域における適切な分別収集の一層の推力的が施設の整備など、地域における適切な分別収集のための市町村にあっては、容器包装廃棄物の適切な分別収集のための

ため、 取り組むことが必要である。 将来最終処分場がひっ迫するおそれが高い市町村等においては、 の計画的かつ適切な実施を図ることが必要である。 を踏まえ、 類の容器包装廃棄物についても、 最終処分量の減量のため、 最終処分を実施している市町村、 施設等中間処理施設の処分能力の不足のため、 分場を確保することが困難である市町村や、 特に、一般廃棄物の最終処分場がひっ迫し、更に新しい最終処 他の市町村において最終処分を実施している市町村、 市町村分別収集計画に順次位置付けるなど、 容器包装廃棄物の分別収集に積極的に また、 大都市圏の市町村のように近い 分別収集体制や施設の整備状況 現在分別収集されていない種 最終処分場の不足の 中間処理を経ず、 分別収集

ことが望まれる。

る。 る。 る。 る。 の間に過大な齟齬を生じないようにする観点及び分別基準適合物の再商品化が円滑かつ効率的に行われるようにする観点及び分別基準適合物の再商品化が円滑かつ効率的に行われるようにする観点を行い得る量(以下「再商品化可能量」という。)と分別収集さまた、市町村は、当該年度における分別基準適合物の再商品化また、市町村は、当該年度における分別基準適合物の再商品化

に保管施設を設置することや、再商品化施設の施設能力に見合っさらに、再商品化施設への輸送距離等にかんがみ効率的な位置

村において適切な分別収集の一層の推進に努める必要がある。一般廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るために、今後は、各市町分別収集は、分別基準適合物の再商品化の前提となるものであり、

町村、 ため、 それが高い市町村などにおいては積極的に分別収集の実施を検討する 処分能力の不足のため、 において最終処分を実施している市町村、 を確保することが困難である市町村においては、 また、 特に、一般廃棄物の最終処分場がひっ迫し、 大都市圏の市町村のように近い将来最終処分場がひっ迫するお 容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべきである。 この外にも、 例えば、 中間処理を経ず、 最終処分場の不足のため、 焼却施設等中間処理施設の物の不足のため、他の市町村 最終処分を実施している市 更に新しい最終処分場 最終処分量の減量 の

別基準適合物の効率的な再商品化に資するものであり、市町村は、この再商品化が円滑かつ効率的な位置に保管施設を設置することや、再商品の間に過大な齟齬を生じないようにする観点及び分別基準適合物の再商品化が円滑かつ効率的に行われるようにする観点から、分別収集計画の策定に当たっては、再商品化計画により示される分別基準適合物の再の間に過大な齟齬を生じないようにする観点及び分別基準適合物の再まに過大な齟齬を生じないようにする観点及び分別基準適合物の再まに過去を表表します。)と分別収集される量とにおいる。)と分別収集される量とにおいる。)と分別収集される量とにおいる。)と分別収集される量とにおいる。)と分別収集される量とには、、市町村は、当該年度における分別基準適合物の再商品化を行

ることが望まれる。な再商品化に資するものであり、市町村は、これらの点に配慮すた容器包装廃棄物の確保を図ることは、分別基準適合物の効率的

ら。的な分別収集の実施についても積極的に検討することが望まれする者の意見を聴くとともに、近隣の市町村との連携協力、広域収集を実施する観点から、必要に応じ、民間のリサイクルに関係加えて、市町村分別収集計画の策定に際しては、効率的な分別

(2) 分別収集の質的向上・効率化とその他分別収集の促進

率化にできる限り努める必要がある。廃棄物の分別収集に係る費用の透明化を推し進め、分別収集の効用のでである。

等について説明すること等の措置を講ずることが必要である。廃棄物については収集を見合わせ、住民に対し分別排出の必要性装廃棄物や、容器包装以外の物が付着し、又は混入した容器包装別及び洗浄の徹底について周知を行い、洗浄されていない容器包また、市町村は、住民の意識向上を図るため、住民に対して分

支援体制を強化していくことが望ましい。育の観点からも有効であることから、集団回収等の取組に対する収等を活用した分別収集を促進することが効果的であり、環境教会に、市町村の実情に応じ、住民等が行う集団回収、拠点回

な措置を講ずること、適切な分別収集を実施するための回収拠点包装廃棄物を適正に分別して排出することを促進するために必要に分別して排出される容器包装廃棄物以外の一般廃棄物の排出量徴収する場合において市町村が定める分別排出の基準に従い適正工のほか、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、手数料を

れらの点に配慮することが望まれる。

供、技術的な支援等を講ずるよう努めなければならない。制を整備することが必要であり、国は、必要な資金の確保や情報の提て排出しなければならない。また、市町村は、そのための施設及び体で、市町村が定める分別の基準に従い容器包装廃棄物を適正に分別し分別収集が適正に実施されるためには、消費者は、自らの責務とし

組に対する支援についても検討する必要がある。を活用した分別収集を促進することが効果的であり、集団回収等の取さらに、市町村の実情に応じ、住民等が行う集団回収、拠点回収等

る。
| 意識啓発に努めるほか、次の方策についても検討を行うことが望まれするため、分別排出の基準の設定及びその周知を行い、住民に対するをある。 | 市町村は、住民が容器包装廃棄物を適正に分別排出することを促進

2 適切な分別収集を実施するための回収拠点及び回収頻度を設定す分別して排出することを促進するために必要な措置を講ずること。包装廃棄物を排出する者が当該基準に従い容器包装廃棄物を適正ににおいて市町村が定める分別排出の基準に従い適正に分別して排出ー・般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、手数料を徴収する場合

る。及び回収頻度を設定することについても検討を行うことが望まれ

### 2 消費者の取組

る。 容器包装に係る分別収集の対象から適切に除去することが必要であ 減容化を一層徹底し、付着した汚れの洗浄が困難なものについては ばならない。具体的には、容器包装の種類に応じた分別、洗浄及び ばならない。具体的には、容器包装の種類に応じた分別、洗浄及び が別の基準に従い容器包装廃棄物を適正に分別して排出しなけれ 消費者は、分別収集が適正に実施されるためには、市町村が定め

に資するよう必要な協力を行うことが必要である。費者は、市町村による分別収集に係る業務の効率性や透明性の向上また、市町村による分別収集に係る業務の効率化を促すため、消

### 3 事業者の取組

の必要な情報の提供に努めることが必要である。棄物の洗浄や減容化等消費者による適正な分別排出を促進するため易な容器包装の製造、利用について検討するとともに、容器包装廃な構造、材料の工夫を行うこと等、分別排出及び分別収集がより容事業者は、容器包装に適切な材質等の表示、素材別に分離が容易

ることから、その促進を図ることが望ましい。保による分別収集等の促進及び住民の意識向上への効果が期待されまた、事業者による店頭回収については、多様な回収ルートの確

#### ・国の取組

が必要である。回収ルートが確保されるよう、店頭回収や集団回収を促進すること例の以上トが確保されるよう、店頭回収や集団回収を促進することが的な支援等を講ずるよう努めなければならない。加えて、多様なび体制を整備するに当たって、必要な資金の確保や情報の提供、技工は、市町村が容器包装廃棄物の適正な分別収集のための施設及

うら。 - 先進的な業務実施事例について広く情報提供を行うことが必要で、 - 先進的な業務実施事例について広く情報提供を行うことが必要で、 - また、国は、市町村による分別収集業務の効率化を推進するため

器包装の製造、利用について検討する必要がある。が容易な構造、材料の工夫を行うこと等、分別排出がより容易な容一方、事業者は、容器包装に適切な材質等の表示、素材別に分離

の他の適正な処理に関する事項 一分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しそ

とが必要である。

分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すこ乗物を分別収集するときは、再商品化施設の施設能力を勘案しつつ、棄物を分別収集するときは、再商品化施設の施設能力を勘案しつつ、分別基準適合物の再商品化を安定的に進めることが重要であることに容器包装廃棄物の分別収集が適正に実施され、これにより得られた

理されていることを確認することが必要である。収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処ても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、分別また、市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合にあっ

いては、住民への情報提供に努めることが必要である。同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等につ

とする。とする。とするにいて、お町村による時出を防止するための対策その他の措置を講じること理の状況を適切に把握するよう努めるとともに、市町村に対する情報処理を促進するため市町村により分別収集された容器包装廃棄物の処国は、市町村による再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な

五 分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項

の種類ごとに次のような対応が求められる。 分別基準適合物の再商品化等を円滑に進めていく上で、容器包装- 容器包装の種類ごとの対応

ガラス製の容器

舗装用骨材等の新規用途の開発及び拡大が必要である。製の容器のカレット利用率の向上やタイル、人工軽量骨材、道路別収集量に見合うだけのカレットの需要を確保するため、ガラス原材料となるカレットが得られることとなるが、市町村による分ガラス製の容器は、その再商品化により主にガラス製の容器の

(2) 紙製の容器包装

四 分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項

種類ごとに次のような対応が求められる。 分別基準適合物の再商品化等を円滑に進めていく上で、容器包装の

材等の新規用途の開発及び拡大が必要である。器のカレット利用率の向上やタイル、人工軽量骨材、道路舗装用骨集量に見合うだけのカレットの需要を確保するため、ガラス製の容材料となるカレットが得られることとなるが、市町村による分別収ガラス製の容器は、その再商品化により主にガラス製の容器の原

1

に当たっては、 の製品の原材料としての利用を行い、それが技術的な困難性、 商品化に当たっては、まず、選別等の再商品化により製紙原料等 料等の燃料が得られることとなる。これらの紙製の容器包装の再 その再商品化により製紙原料等が得られるほか、古紙再生ボード るもの及び段ボール製のものを除く。)以外のものについては、 として利用される製品の原材料として利用する。 当該燃料の利用 境負荷の程度等の観点から適切でない場合に、固形燃料等の燃料 や古紙再生ボード、 てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されてい 利用を図ることとする。 溶鋼用鎮静剤、 紙製の容器包装であって、 段ボー ル製の容器包装及び飲料を充 環境保全対策に万全を期しつつ、 古紙破砕解繊物等の燃料以外の製品及び固形燃 溶鋼用鎮静剤、 古紙破砕解繊物等の燃料以外 高度なエネルギ 環

#### (3) ペットボトル

## (4) プラスチック製の容器包装

の製品の原材料としての利用を行い、それによっては円滑な再商代替物、炭化水素油、水素及び一酸化炭素を主成分とするガス等チック製品、高炉で用いる還元剤、コークス炉で用いる原料炭の化に当たっては、まず、ペレット等のプラスチック原料、プラスプラスチック製の容器包装(ペットボトルを除く。)の再商品

- 2 っては、まず、選別等の再商品化により製紙原料等や古紙再生ボー 今後は、これらの紙製の容器包装の再商品化施設の整備が必要であ ド、溶鋼用鎮静剤、 が得られることとなる。これらの紙製の容器包装の再商品化に当た 要である。 るとともに、 対策に万全を期しつつ、高度なエネルギー 利用を図ることとする。 の原材料として利用する。当該燃料の利用に当たっては、環境保全 商品化により製紙原料等が得られるほか、古紙再生ボード、溶鋼用 の及び段ボール製のものを除く。) 以外のものについては、その再 点から適切でない場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品 んするための容器 ( 原材料としてアルミニウムが利用されているも しての利用を行い、それが技術的な困難性、 紙製の容器包装であって、段ボール製の容器包装及び飲料を充て 古紙破砕解繊物等の燃料以外の製品及び固形燃料等の燃料 再商品化により得られた物の需要を確保することが必 古紙破砕解繊物等の燃料以外の製品の原材料と 環境負荷の程度等の観
- ることが必要である。 るとともに、市町村による分別収集量に見合うだけの需要を確保すい。)が得られることとなるが、再商品化施設の整備を進めい、サルンテレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸シエチル)テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸シエチル)テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸シエチル)テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸シエチル)が得られることとなるが、再商品化施設の整備を進めるとともに、市町村による分別収集量に見合うだけの需要を確保するとともに、市町村による分別収集量に見合うだけの需要を確保するとともいう。)が得られることなるが、再商品のでは、サンフタルークを表であって飲料又はしょうゆることが必要である。
- こととなるが、再商品化施設の整備が必要であるとともに、再商品炭化水素油、水素及び一酸化炭素を主成分とするガス等が得られる製品、高炉で用いる還元剤、コークス炉で用いる原料炭の代替物、その再商品化によりペレット等のプラスチック原料、プラスチック4 プラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のものは、

化により得られた物の需要を確保することが必要である。

に高度なエネルギー利用を図ることとする。燃料の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用する。当該品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用

# 2 再商品化の促進に向けた全般的取組

ては、 開発及び拡大等が求められる。 再商品化により得られた物の需要の確保のために、 集量の動向を見込んだ再商品化施設の整備が求められるとともに、 町村による分別収集量の将来的な増加が見込まれる容器包装につい 体制の整備並びに質の高い分別収集の実施が求められる。 る適正な分別排出、 により得られた物の質の向上を図ることが必要であり、 容器包装については、 その再商品化可能量の拡大を図ることが必要であり、 並びに市町村による分別収集のための施設及び 再商品化に要する費用の低減及び再商品化 その新規用途の 消費者によ また、 分別収 市

らない。図るための研究開発の推進及びその成果の普及等に努めなければな図るための研究開発の推進及びその成果の普及等に努めなければなの促進、再商品化に要する費用の低減等に資する科学技術の振興をこのため、国は、必要な資金の確保、分別基準適合物の再商品化

するため、必要な情報の提供、広報活動等に努めることとする。また、国は事業者による分別基準適合物の適正な再商品化を促進

質の向上を図るよう努めなければならない。能力の状況を踏まえ、計画的な分別収集の実施と分別基準適合物のることが必要であることにかんがみ、市町村においても、再商品化に要する費用の低減及び再商品化により得られた物の質の向上を図さらに、市町村による分別収集の質の向上等を通じて、再商品化さらに、市町村による分別収集の質の向上等を通じて、再商品化

能な限り行う必要がある。また、容器包装を利用している商品を販包装の使用、容器包装の規格化並びに材料及び構造面での工夫を可装に用いられる素材を製造する事業者は、再商品化等が容易な容器、容器包装を用いる事業者及びこれを製造する事業者並びに容器包また、分別基準適合物の再商品化等を効率的かつ容易にするため

むよう努めなければならない。

い。また、地方公共団体においても、再商品化施設の整備が円滑に進ための研究開発の推進及びその成果の普及等に努めなければならなる。このため、国は必要な資金の確保、分別基準適合物の再商品化のであり、再商品化施設の整備や新規用途の開発及び拡大等が求められず加等に対応するため、その再商品化可能量の拡大を図ることが必要増加等に対応するため、その再商品化可能量の拡大を図ることが必要はよう努力を表現します。

くことが必要である。の合理的な輸送の観点をも踏まえ、各地域ごとに適正に整備されているお、再商品化施設は、分別収集を実施する市町村の保管施設から

行う必要がある。また、容器包装を利用している商品を販売する事業使用、容器包装の規格化並びに材料及び構造面での工夫を可能な限り用いられる素材を製造する事業者は、再商品化等が容易な容器包装の容器包装を用いる事業者及びこれを製造する事業者並びに容器包装にまた、分別基準適合物の再商品化等を効率的かつ容易にするため、

いる商品の販売を積極的に推進することが必要である。売すする事業者は、これらの再商品化等がしやすい容器包装を用いて

とが必要である。いる商品又は再商品化等がしやすい容器包装を選択し、輸入するこれる商品又は再商品化等がしやすい容器包装を用いて入する事業者は、これらの再商品化等がしやすい容器包装を用いて加えて、容器包装を利用している商品又は容器包装そのものを輸

ついても、 を講ずるよう努めなければならない。 策に準じて分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置 等を促進するものとする。 の再商品化等をして得られた物又はこれを使用した物の購入、 国は、 物品の調達に当たっては、 これらの物の購入、 また、 利用等を積極的に進める必要があ 地方公共団体においても、 自らが率先して分別基準適合物 さらに、 事業者及び消費者に 国の施 利用

再商品化のために必要とされる調整に関する事項(一円滑かつ効率的な容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の

拡大していくことが求められる。めには、容器包装廃棄物の分別収集量と再商品化可能量が均衡しつつめには、容器包装廃棄物の分別収集量と再商品化可能量が均衡しつつ分別収集により得られた分別基準適合物が的確に再商品化されるた

が必要である。大を図るための環境整備に努めつつ、再商品化計画の策定を行うこと以集見込量に対応した再商品化可能量の確保に向けて、その円滑な拡いのため、国は、分別収集見込量等分別収集の動向を踏まえ、分別

る事項等を勘案しつつ、分別収集の実施を決定することが必要である事項等を勘案しつつ、分別収集の実施を決定することが必要であ見込み、特定分別基準適合物を再商品化される特定分別基準適合物の量の合物の再商品化が円滑かつ効率的に行われるようにする観点から、再市町村は、市町村分別収集計画を定めるに当たっては、分別基準適

に規定する容器包装廃棄物の分別収集見込量の算定に当たっては、当また、再商品化の円滑な実施を図るため、市町村は、分別収集計画

ಶ್ಶ

売を積極的に推進することが必要である。者は、これらの再商品化等がしやすい容器包装を用いている商品の販

要である。商品又は再商品化等がしやすい容器包装を選択し、輸入することが必ずる事業者は、これらの再商品化等がしやすい容器包装を用いているがえて、容器包装を利用している商品又は容器包装そのものを輸入

入を積極的に進める必要がある。 促進するものとする。事業者及び消費者についても、これらの物の購適合物の再商品化等をして得られた物又はこれを使用した物の利用をまた、国は、自らが率先して、物品の調達に当たっては、分別基準

らない。の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずるよう努めなければなの再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずるよう努めなければななお、地方公共団体においても、国の施策に準じて分別基準適合物

再商品化のために必要とされる調整に関する事項五(円滑かつ効率的な容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の

拡大していことが求められる。めには、容器包装廃棄物の分別収集量と再商品化可能量が均衡しつつ分別収集により得られた分別基準適合物が的確に再商品化されるた

要である。を図るための環境整備に努めつつ再商品化計画の策定を行うことが必を図るための環境整備に努めつつ再商品化計画の策定を行うことが必収集見込量に対応した再商品化可能量の確保に向けてその円滑な拡大にのため、国は、分別収集見込量等分別収集の動向を踏まえ、分別

ることとする。においては、市町村に対し計画策定に当たっての必要な情報を提供す込量が実績量に限りなく近づくよう努めなければならない。また、国該市町村の区域における経済社会情勢等を的確に把握し、分別収集見

させるよう努力し、又は協力することが期待される。 再商品化事業者は、再商品化計画に沿って、再商品化可能量を増加

る知識の普及に係る事項 にその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関す 六 環境の保全に資するものとしての容器包装廃棄物の排出の抑制並び 六

構築していくという意義を有する。 した環境と経済の統合により持続可能な発展を目指した循環型社会をの減量及び散乱の防止、環境汚染物質の発生の抑制等を通じて、全体の減量及び散乱の防止、環境汚染物質の発生の抑制等を通じて、全体物の質の向上、分別基準適合物の再商品化の促進及び再商品化によっ物の質の向上、分別基準適合物の再商品化の促進及び再商品化によっ容器包装廃棄物の排出の抑制、適切な分別収集による分別基準適合

に資するものとしての容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収力が必要であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、環境の保全をはじめ、消費者、関係団体、事業者等のすべての関係主体の連携協出の抑制、その適正な分別排出や再商品化によって得られた物の利用分別基準適合物の再商品化等の促進のためには、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び以上のような容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び

う努力し、又は協力することが期待される。 事業者は、再商品化計画に沿って、再商品化可能量を増加させるよ

進の意義に関する知識の普及に係る事項 環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促

する経済社会システムを構築していくという意義を有する。因する環境への負荷を低減させ、環境への負荷の少ない循環を基調といまって資源エネルギー投入量の節減、廃棄物の減量及び散乱の防止制、分別基準適合物の再商品化によって得られた物の利用の促進とあ分別基準適合物の再商品化等の促進は、容器包装廃棄物の排出の抑

体的には、環境教育・環境学習や広報活動等を通じて、分別基準適合関する知識について、広く国民への普及、啓発を図ることとする。具全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に協力が必要であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、環境の保排出や再商品化によって得られた物の利用を始めとする広範な国民の以上のような分別基準適合物の再商品化等の促進のためには、分別

及、啓発を図ることとする。て、消費者、関係団体、事業者等との連携協力の下、広く国民への普集及び分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識につい

等のすべての関係主体の連携協力を求めることとする。 保全に留意しつつその実施が行われるよう消費者、 の保全に資することについての国民の理解を深めるとともに、 制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進が環境 及啓発、 分別収集、 具体的には、 環境教育・環境学習等を通じて、 分別基準適合物の再商品化等の促進に関する国民 国及び地方公共団体は、 容器包装廃棄物の排出の抑制 容器包装廃棄物の排出の抑 関係団体、 環境の 事業者 こへの普

の現状を周知する等、国民への情報提供に努めることとする。再商品化等の促進の意義に関し、我が国の容器包装廃棄物の排出量等器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物のまた、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての容

準適合物の再商品化の促進等に関する重要事項/ その他容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基

開発、 が低減されるよう、各段階における環境への負荷を視野に入れた製品実施することとする。また、事業者は、各段階における環境への負荷 を活用した再商品化手法等に関する技術的見地からの評価及び検討を 法の確立を図るように努め、 の 物の再商品化の促進等に当たって、容器包装の原料採取、 国は、 消費、 |評価(ライフ・サイクル・アセスメント (LCA))の手法について 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合 消費者への情報提供等への活用を図る必要がある。 廃棄、 諸外国との連携協力を踏まえつつ、調査研究を進めLCA手 分別収集、 再商品化等の全段階における環境への負荷 情報提供を実施するとともに、当該手法 製造、 流通

与するため、法の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民にとが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄図るために再商品化に要する費用を商品の価格に適正に反映させるこ国は、容器包装廃棄物の減量及び容器包装に係る資源の有効利用を

ιį

周知を図り、与するため、

その理解及び協力を得ること等に努めなければならな法の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に

とが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄図るために再商品化に要する費用を商品の価格に適正に反映させるこ

国は、

容器包装廃棄物の減量及び容器包装に係る資源の有効利用を

の意義に関し、国民への情報提供に努めることとする。環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進う関係者の協力を求めることとする。また、国及び地方公共団体は、解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつその実施が行われるよ物の再商品化等の促進が環境の保全に資することについての国民の理

促進等に関する重要事項をの分別収集及び分別基準適合物の再商品化のでののでのである。

七

クル・アセスメント (LCA)) の手法について、 れた製品開発、消費者への情報提供等への活用を図る必要がある。 報提供を実施することとする。 携を踏まえつつ調査研究を進めLCA手法の確立を図るように努め情 に当たって、容器包装の原料採取、 への負荷が低減されるよう、各段階における環境への負荷を視野に入 容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等 再商品化等の全段階における環境への負荷の評価 また、 製造、 事業者は、 流通、 消費、 各段階における環境 国は諸外国との (ライフ・サイ 廃棄、 分別